

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第115号

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則（平成12年高知県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において「法」という。）の施行について」を「以下「法」という。）を施行するため、法及び不当景品類及び不当表示防止法第12条の規定による権限の委任等に関する政令（平成21年政令第218号）に定めるもののほか、」に改める。

第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に、「別記様式のとおり」を「別記様式によるもの」に改める。

別記様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に、「第9条第2項の規定による立入検査」を「第9条第1項の規定により立入検査」に改め、同様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査等）

第9条 内閣総理大臣は、第6条の規定による命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（権限の委任等）

第12条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～10 略

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第17条 第9条第1項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、1年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

（1）略

（2）前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その団体に対しても、当該各号に定める罰金刑を科する。

（1）略

（2）前条 同条の罰金刑

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定を準用する。

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。

2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第648号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成26年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 男子（平成27年3月及び4月採用予定）

(1) 募集期間

随時（最終期限は、平成26年12月12日（金））

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成26年12月13日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第649号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成26年度第4次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成26年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地区	室戸市 東洋町	42.02	506.47

2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	787.06	193.38
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	200.12
4 夜須川	香南市	3.84	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	815.57	107.14
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,495.01	88.56
7 鏡川	高知市の一部	164.00	8.94
8 本川地区	いの町の一部	620.82	18.28
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	584.05	122.17
10 新荘川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	124.30	114.72
11 四万十川上流	中土佐町の一部 檮原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,563.97	200.47
12 伊与喜川	黒潮町の一部	48.42	48.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三	1,418.85	363.09

	原村の一部		
14 大方地区	黒潮町の一部	79.34	79.28
15 松田川	宿毛市の一部	118.71	185.65
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	97.62	43.58
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	195.34	149.37
計		8,441.38	2,432.34

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10.66
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.78

計	33.86
---	-------

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	57.26
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	56.75
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.98
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.90
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		143.27

高知県告示第650号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成23年10月高知県告示第690号高知広域都市計画道路事業
(3・4・6号高知南国線)
- 3 事業施行期間

平成23年10月21日から平成29年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし